

建設工事等に関する入札・契約制度の概要について〔令和8年度〕

令和8年4月1日

令和8年4月1日施行

- 2 社会保険等の未加入対策【継続】
 - 3 建設工事の入札に係る最低制限価格制度の実施【継続】
 - 6 建設工事に関する業務委託の入札に係る最低制限価格制度の実施【継続】
- ※ ……今回の改正箇所

令和8年度における熊谷市の建設工事等に関する入札及び契約制度の概要については、次のとおりです。

1 建設工事の入札に係る設計金額の一部事後公表【継続】

建設工事の入札において、設計金額1,000万円以上の案件につきましては、設計金額の公表を事後公表といたします。

2 社会保険等の未加入対策【継続】

(1) 実施内容

建設業者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）への未加入対策の一環として、建設工事請負等入札参加資格者名簿への登載について、社会保険等に参加していることを要件としています。

令和8年4月1日以降に公告等をする工事においては、社会保険等未加入企業を下請人とするを原則禁止します。

(2) 「社会保険等に参加していること」の定義

「社会保険等に参加していること」の定義は、法令の規定により社会保険等に参加すべき者が、適正に社会保険等に参加しているか、ということです。このため、法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合は、「社会保険等に参加していること」の要件を満たすものとして取り扱います。

例えば、年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて、全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入した場合などは、健康保険について適用除外となる可能性があります。

その他、それぞれの制度について加入又は適用除外の定義が異なりますので、健康保険及び厚生年金保険については年金事務所、雇用保険については公共職業安定所にお問い合わせください。

3 建設工事の入札に係る最低制限価格制度の実施【継続】

建設工事における品質確保等を目的として平成21年度から試行導入していた最低制限価格制度について、正式な運用として実施しています。

(1) 適用対象

建設工事及び設計金額が200万円を超える建設工事に準ずる修繕に係る競争入札（総合評価方式によるものを除く。）

(2) 設定方法

① 設計金額を構成する各費目に基づき、下記の算定式で設定します。

{(直接工事費×0.97) + (共通仮設費×0.9) + (現場管理費×0.9) + (一般管理費等×0.68)} から、千円未満を切り捨てた額×1.10

ただし、この額が予定価格の7.5/10に満たないときは予定価格の7.5/10の額、予定価格の9.2/10を超えるときは予定価格の9.2/10の額とします。

② 工事の性格上、上記の設定方法により難しい場合は、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で定めた額とします。

③ ①のただし書き及び②については予定価格の税抜きで計算するものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に110/100を乗じた額とします。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に110/100を乗じた額とします。

④ 土木積算体系により積算を行う、電気通信工事、機械器具設置工事等の制作費、機器費を含む建設工事にあつては、①の各費目の取扱いを次の通りとします。

電気通信工事：直接工事費【直接工事費+機器単体費×60%】

共通仮設費【共通仮設費+機器単体費×10%】

現場管理費【現場管理費+機器間接費+機器単体費×20%】

一般管理費等【一般管理費等〈工事費分〉+機器単体費×10%】

機械器具設置工事：直接工事費【直接工事費+製作原価×60%】

共通仮設費【共通仮設費+製作原価×10%】

現場管理費【現場管理費+据付間接費+設計技術費+製作原価×20%】

一般管理費等【一般管理費等】

* 4に掲げる、総合評価方式による入札に適用する低入札価格調査制度の調査基準価格についても、最低制限価格と同じ設定方法となります。

4 建設工事の入札に係る低入札価格調査制度の実施【継続】

低入札価格調査制度については、引き続き、総合評価落札方式による建設工事の競争入札において実施します。なお、本制度における調査基準価格は、3の最低制限価格と同様の算定式を用いて設定することとします。

5 建設工事の入札に係る低入札価格調査制度における失格基準価格の実施【継続】

低入札価格調査制度については、引き続き、総合評価落札方式による建設工事の競争入札において実施します。なお、建設工事における品質確保等を目的として、失格基準価格を実施します。

(1) 適用対象

総合評価落札方式による建設工事の競争入札

(2) 設定方法

① 設計金額を構成する各費目に基づき、下記の算定式で設定します。

{(直接工事費×0.9) + (共通仮設費×0.8) + (現場管理費×0.8)
+ (一般管理費等×0.3)} から、千円未満を切り捨てた額×1.10

② 工事の性格上、4の設定方法により難しいものとして予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で定めた額とした場合は、調査基準価格を下回る範囲で定めた額とします。その場合の算定は、予定価格の税抜きで計算するものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に110/100を乗じた額とします。

③ 特殊性の高い工事等、失格基準価格を設けることが適当でない判断するものについては、失格基準価格を設けないこととします。

(3) 失格基準価格による判定

(2)で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とします。

6 建設工事に関する業務委託の入札に係る最低制限価格制度の実施【継続】

建設工事に係る調査・設計・測量等の業務委託における品質確保等を目的として最低制限価格制度について、正式な運用として実施します。

(1) 適用対象

調査・設計・測量等の業務委託に係る競争入札

(2) 設定方法

ア 最低制限価格は、原則として、別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、同表に掲げる①から④の合計額に、千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨て、端数整理後の合計額に110/100を乗じて得た額とする。

ただし、測量業務において、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たないときは予定価格に6/10を乗じて得た額、予定価格に8.2/10を乗じて得た額を超えるときは予定価格に8.2/10を乗じて得た額、建築関連コンサルタント業務、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務において、予定価格に6.0/10を乗じて得た額に満たないときは予定価格に6.0/10を乗じて得た額、予定価格に8.1/10を乗じて得た額を超えるときは予定価格に8.1/10を乗じて得た額、地質調査業において、予定価格に2/3を乗じていた額に満たないときは予定価格に2/3を乗じて得た額、予定価格に8.5/10を超えるときは予定価格に8.5/10を乗じて得た額とする。

イ 特別な設計等業務委託において、2(1)の設定方法により難しいものについては、測量業務においては、予定価格に6/10を乗じて得た額から8.2/10を乗じて得た額までの範囲内で、建築関連コンサルタント業務、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務においては、予定価格に6/10を乗じて得た額から8.1/10を乗じて得た額までの範囲内で、地質調査業務においては、予定価格に2/3を乗じて得た額から8.5/10を乗じていた額までの範囲内で決裁権者が定める額とする。

ウ (2)アのただし書きの規定及び(2)イについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に110/100を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に110/100を乗じた額とする。

別表 1

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に5/10を乗じて得た額	—
建築関連コンサルタント	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に6/10を乗じて得た額	諸経費の額に6/10を乗じて得た額
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に9/10を乗じて得た額	一般管理費の額に5/10を乗じていた額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に9/10を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に8/10を乗じて得た額	諸経費の額に5/10を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に9/10を乗じて得た額	一般管理費等の額に5/10を乗じて得た額

7 建設工事の入札に係る、いわゆる1者のみの入札の成立【継続】

建設工事に係る入札において、1者のみしか応札者がなかった場合につきまして、その入札を成立させるものとします。

8 建設工事の入札に係る「一抜け方式」の実施【継続】

平成21年度から試行導入した「一抜け方式」について、正式な運用として実施しています。

(1) 適用対象

設計金額1,000万円以上で一般競争入札により行う案件のうち、同日公告（同時発注）を行う複数の案件で以下の要件のいずれかに該当するもの。

ア 同一・隣接工区工事

イ 同種・同規模工事

ウ 分離発注工事*

エ その他、市内業者の受注機会の拡大の観点から特に必要と認められるもの

* 同一箇所等における一体的な工事を専門業種別に発注するもののうち、当該業種間に同一の参加資格者が重複して存在する場合。

(2) 実施方式

開札順序をあらかじめ定め、先に開札した案件の落札候補者となった者は、それ以後の案件への参加資格を喪失する方式により実施します。

9 建設工事に係る中間前金払制度【継続】

建設工事を受注した建設業者の資金調達の円滑化と、それによる的確な工事の完成を図るため、建設工事の契約における中間前金払制度（契約当初に行う前金払に加え、工期の途中において前払金を追加して支払う制度）を採用しています。

(1) 適用対象

請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が60日を超える建設工事

(2) 要件

次に掲げる要件を全て満たす場合に、中間前金払を行うことができる。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

エ 当初の前払金が支払われていること。

(3) 割合

請負代金額の10分の2を超えない額(限度額5,000万円)

(4) その他

公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づく登録を受けた保証事業会社との保証契約の締結が必要。

10 建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託における前金払制度【継続】

公共工事の円滑な履行を確保する観点から、建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託についても、前金払制度を採用します。

(1) 適用対象

委託金額が300万円以上となる建設工事に伴う設計、調査及び測量業務

(2) 割合

請負代金額の10分の3を超えない額

(3) その他

公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づく登録を受けた保証事業会社との保証契約の締結が必要。

11 建設工事に係る現場代理人及び主任技術者に関する規制の緩和【継続】

(1) 現場代理人の工事現場常駐義務の緩和

原則として建設工事現場での常駐が求められる現場代理人について、一定の条件を満たす場合に、常駐義務を緩和します。

なお、常駐義務の緩和による複数工事の兼務の承認にあたっては、落札決定後契約を締結するまでに市の指定する様式により届出書の提出が必要となります。

① 適用対象

次のいずれかに該当する場合。

ア 次に掲げる条件を全て満たす建設工事で、発注者が安全管理上等の観点から兼務させることが可能であると判断したもの。

(ア) 国又は地方公共団体の発注した工事

(イ) 工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内である工事

(ウ) 主任技術者を専任で配置する必要のない工事(建設業法第26条第3項に該当しない工事)

(エ) 公告又は指名通知において、現場代理人の兼務を認めない旨の記載がない工事

イ アに規定するもののほか、次に掲げる条件を全て満たす建設工事

(ア) 国又は地方公共団体の発注した工事

(イ) 工事現場が熊谷市内、深谷市内又は寄居町内である工事

(ウ) 熊谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

② 緩和の内容

1人の者が、2件までの工事の現場代理人を兼務できるものとする。

(2) 専任工事の現場に配置する主任技術者の他工事兼務の承認

工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、一の工事が専任工事であっても、同一の主任技術者が合計2件までの工事現場を受け持つことを承認します。

なお、この承認にあたっては、落札決定後又は落札候補者となった後において、市の指定する様式により届出書の提出が必要となります。

* 専任工事・・・ 請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上の工事

* 注意

・ 工事現場の相互の間隔が10kmを超える工事の兼務については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①に基づくものとする。（人員の配置を示す計画書の提出が必要となります。）

・ この取扱いは、次の(3)に掲げる経營業務管理責任者又は営業所専任技術者に該当する者については適用されません。

・ 複数の非専任工事のみを同一の主任技術者が受け持つ場合は、これまでどおり届出書の提出は必要ありません。

(3) 経營業務管理責任者等が工事現場の主任技術者を兼務することの承認

原則として営業所に常勤して職務に従事することが求められる、建設業に係る経營業務管理責任者及び営業所専任技術者について、一定の条件を満たす場合に、建設工事現場の主任技術者を兼務することを承認します。

① 対象となる者

・ 経營業務管理責任者

…… 一般建設業については建設業法第7条第1号イに、特定建設業については同法第15条第1号に規定する「経營業務の管理責任者」をいいます。

・ 営業所専任技術者

…… 一般建設業については建設業法第7条第2号に、特定建設業については同法第15条第2号に規定する者（営業所の専任技術者）をいいます。

② 条件

次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

ア 請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）の建設工事であること。

- イ 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- エ 工事現場と営業所がともに熊谷市内にあり、当該営業所との間で常時連絡を取ることのできる体制にあるものであること。

- ③ 経營業務管理責任者等が工事現場の現場代理人を兼務することについて
 経營業務管理責任者又は営業所専任技術者が、現場代理人となることはできません。
 ただし、請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）の建設工事においては、経營業務管理責任者（営業所専任技術者を兼ねている者を除く）が現場代理人となることを可とします。
- * 経營業務管理責任者及び営業所専任技術者における主任技術者等・現場代理人の兼務の可否については、次の表のとおりとなります。

	主任技術者（監理技術者を含む。）		現場代理人	
	非専任工事 (請負代金額4,500万円未満)	専任工事 (請負代金額4,500万円以上)	請負代金額 4,500万円未満	請負代金額 4,500万円以上
経營業務 管理責任者	○ (上記②の条件に 合致する場合)	×	○	×
営業所 専任技術者	○ (同上)	×	×	×

○＝兼務することができる。 ×＝兼務することができない。

12 工事成績評定結果の公表【継続】

工事成績評定結果については、全ての建設工事の工事成績評定結果の総評点について、公表します。

- (1) 対象工事
請負代金額が500万円以上で、契約課における完成検査を実施した工事
- (2) 公表内容
工事名、受注者等及び総評点について、契約課において閲覧により公表します。
- (3) 閲覧期間
当該工事が完成した翌年度末までとなります。

- * 本レジュメにおける「建設工事」は、設計金額が200万円を超える、建設工事に準ずる修繕を含みます。

●問い合わせ 熊谷市総務部契約課 契約検査係
 ・電話 (048)524-1111 内線 511,512
 ・FAX (048)522-8085
 ・Eメール kojikeiyaku@city.kumagaya.lg.jp